

ISSB プロトタイプに対する基礎的見解

2022年3月25日
非財務情報の開示指針研究会

- 「非財務情報の開示指針研究会」では、昨年6月以来、2020年12月に公表された5団体によるプロトタイプのレビューを重ね、昨年11月からはISSBプロトタイプ(IFRS財団が公表した全般的な要求事項のプロトタイプ、気候関連開示プロトタイプの総称)について、レビューを重ねてきた。
- 更には、300を超える産業団体に対して、IFRS財団による国際的なサステナビリティ基準作成のイニシアチブの動向やISSBプロトタイプの内容について周知するとともに、産業界としての受け止めについてアンケート調査を実施した。現在までに、40を超える業界団体・企業からの意見・コメントが研究会事務局に寄せられている。
- 本ペーパーは、これまでの研究会におけるレビュー及び産業界から寄せられている膨大な意見を踏まえ、下記の3点について、当研究会としての基礎的見解を整理するものである。
 - ① サステナビリティ関連財務情報が企業価値と明確に結びつけられ定義されたことへの賛同
 - ② 比較可能性と独自性のバランスを実現するための提案
 - ◇ 原則主義に基づく基準設計
 - ◇ 基準全体の構造と、基準において示す開示項目の詳細度の検討
 - ◇ マテリアリティ判断に関するガイダンス文書の作成
 - ◇ ビジネスモデルの表現の充実
 - ◇ ベスト・プラクティスに基づく基準の開発と更新
 - ③ 全般的な要求事項のプロトタイプ、気候関連開示プロトタイプ本文、別紙B及び付属書(業種別指標)への提案
- 本ペーパーが、IFRS財団・ISSB(国際サステナビリティ基準審議会)における更なる検討、日本におけるIFRS財団・ISSBのカウンターパートであるSSBJ設立準備委員会における検討、更には国内外におけるサステナビリティ関連情報開示の作成者及び利用者における検討に貢献できることを期待する。

1. サステナビリティ関連財務情報が企業価値と明確に結びつけられ定義されたことへの賛同

- 当研究会は、ISSB プロトタイプにおいて、サステナビリティ関連財務情報が企業価値と明確に結び付けられる形で定義され、サステナビリティ関連財務開示が一般目的財務報告の主要な利用者（顕在的・潜在的な投資家、貸し手、その他の債権者）の意思決定に有用な情報を提供するものとして定義されていることに深く賛同する。
- 経済産業省では、企業活動のサステナビリティ向上（持続的なイノベーション創出やビジネスモデルのアップデート等）と社会のサステナビリティ向上を“同期化”させ、不確実性が高まる環境を乗り越えていく経営変革やこれを支える資本市場の機能強化を“サステナビリティ・トランスフォーメーション (SX)”と定義し、推進している。
- 今般の ISSB プロトタイプは、サステナビリティ関連財務情報及びサステナビリティ関連財務開示の定義及び目的を企業価値と明確に結びつけることで、効果的・効率的な情報開示による資本市場の機能向上を促し、企業によるサステナビリティ・トランスフォーメーション (SX) を加速させるポテンシャルを有するものと捉えている。
- また、日本においては、過去約 10 年間に渡って統合思考に基づく企業価値報告に向けた努力が重ねられてきた。既に 600 社以上の上場企業が統合報告書による開示を進め、その質の向上に向けた努力も重ねられている。IFRS 財団全体のイニシアチブが、財務情報とサステナビリティ関連情報の統合的な開示の質・量の向上に向け、更に発展していくことを期待している。この観点から、本年 2 月 9 日に英国 FRC（財務報告評議会）が公表した「予備的見解」において、“財務及び非財務情報を含む定性的な報告に関する包括的なフレームワーク”として、“経営者による説明”を活用することを提言していることにも賛同する。
- その上で、ISSB によるサステナビリティ開示基準（ISSB 基準）が、作成者にとって実行可能で、かつ利用者にとって有益な内容に発展していくための、いくつかの建設的な提案を行いたい。

2. 比較可能性と独自性のバランスを実現するための提案

- まず、IFRS 財団・ISSB のイニシアチブによって、サステナビリティ関連財務情報について企業間の比較可能性が高まることで資本市場全体の効率性が高まっていくことの意義に賛同する。
- また、IFRS 財団・ISSB が、ベースライン・アプローチ、ビルディングブロック・アプローチを提案していることについて賛同する。各国間・地域間でサステナビリティ関連財務情報開示に関する状況が多様であることを踏まえると、ベースライン & ビルディングブロック・アプローチは ISSB 基準が新興国を含むグローバルマーケットにおいて国際基準として発展していく上でも極めて重要なアプローチである。
- 比較可能性に加えて、サステナビリティ関連財務報告が一般目的財務報告の主要な利用者の意思決定に有用な情報として発展していくためには、開示される情報と企業価値との関連性(Value Relevance)が欠かせない。
- 一方、企業の競争力の源泉やビジネスモデルが多様となり、また企業によってはビジネスモデルや業種自体の移行 (transition) も志向するケースがある中で、企業間で共通の指標や目標を開示するだけでは、企業価値評価を適切に行うことは難しい。
- 企業経営者がどのようなビジネスモデルを志向し、どのような事項をマテリアルと考えているか、ビジネスモデル変革のためにどのような取組みを行っているか、移行に向けた経年での変化等の企業ごとに独自性を有する情報が示されることが、極めて重要となる。
- 逆に、開示項目が過度に細則的になることで、開示の消極化や定型化 (ボイラープレート化) を招き、開示情報と企業価値の関連性が減じることは避ける必要がある。
- 従って、ISSB 基準は、開示内容の比較可能性と、価値関連性を表現する独自性の適切なバランスに基づいたものなることが望ましい。
- この観点から、下記5点を提案したい。
 - ① 原則主義に基づく基準設計
 - ISSB 基準が、原則主義に基づく基準として、ビルディングブロック・アプローチのもと発展していくため、それぞれの開示要素についての基本的な考え方を明確にすることを提案する。

(例)

 - ✓ 報告内容に関する4つの柱について、各柱がどのような開示目的を有し、どのような情報ニーズに応えるものかという点についての、基本的な考

え方を示すことを提案する。

- ✓ 気候関連開示プロトタイプの指標・目標で示されているディスクロージャー・トピックについて、なぜそのディスクロージャー・トピックが企業価値との関係において重要と考えられるかについて基本的な考え方を示すことを提案する。
- このことにより、各ディスクロージャー・トピックの価値関連性に関する作成者および利用者の理解が深まり、作成者が開示内容をより具体的に判断していくことが可能となる。

② 基準全体の構造と、基準において示す開示項目の詳細度の検討

- 基準全体として、全般的な要求事項、テーマ別、業種別という構造を採用することは、テーマ毎や業種毎に異なるサステナビリティ関連財務情報と企業価値の関連性をチューニングしつつ、比較可能性を高めていくための工夫として賛同する。
- 他方、気候関連開示プロトタイプ本文、別紙 B 及び付属書（業種別指標）において示されている指標は、特に産業別指標について、細則的であることに起因する課題を有している。

（例）

- ✓ 地域やビジネスモデルによっては必ずしもマテリアルとは言えない指標が含まれており、国際的なベースライン基準として捉える上では課題がある
- ✓ 現状のプロトタイプでは、米国等の固有の基準や制度を前提とした指標が数多く含まれており、国際的な適用性の観点から課題がある
- ✓ 企業によっては現在の付属書に該当する業種がない場合や、複数事業を展開する企業においてはどの業種の指標を開示すべきか判断が難しい場合がある
- また、指標の内容や算定方法が過度に具体的になることで、国際的な環境変化や、将来的な産業構造や各国規制環境の変化に機動的に対応することを難しくする可能性がある。
- このため、特に別紙 B 及び付属書（業種別指標）において示す業種別の開示要求事項については、より一般化したディスクロージャー・トピックベースとし、個別具体的な指標は例示としての位置づけとすることを提案する。

（例）

- ✓ 住宅建設業において求められている HERS 指数について、個別の指標を要求事項とするのではなく、住宅のエネルギー効率に関するより上位の概念をディスクロージャー・トピックとして明確化した上で、指標は例示としての位置づけとすることなどが考えられる。

③ マテリアリティ判断に関するガイダンス文書の作成

- ISSB プロトタイプについて、企業価値についての利用者の評価に影響を与える場合に重要性（マテリアリティ）があるとする考え方を示した上で、「本基準で特定の要件のリストを定めている場合でも、要件を適用した結果得られた情報が重要でない場合、その情報を開示する必要はない」とし

たことは作成者・利用者双方にとって効率的かつ効果的な考え方であり賛同する。

- また、重要性についての統一した定量的閾値や特定の状況において何が重要であるか明示をしないことについても理解する。
- 他方、気候関連開示プロトタイプや業種別指標において、広範かつ詳細な要求事項が示されていることから、作成者側にマテリアリティ判断に関する混乱が生じている。
- マテリアリティ判断は「(その情報が) 省略されたり、誤っていたり、覆い隠されている状態の場合、一般目的財務報告の主たる利用者のこれらの報告書に基づきされる意思決定に影響を与えうると合理的に見込まれるもの」を企業自身が判断する行為であり、開示内容の比較可能性と独自性のバランスを実現する上で鍵となる要素となる。
- このため、重要事項 (material issue) の粒度や企業価値への影響度の判断の方法自体に過度なばらつきが生じることは避ける必要がある。この観点から、マテリアリティの検討にあたっての考慮事項、検討プロセス等に関するガイダンス文書を作成することが望ましい。
- その際、現在のプロトタイプでは、指標等の重要性を個別に直接判断する形をとっているが、企業経営者が重要な経営課題等を特定したうえで、当該経営課題等を適切に表す重要情報を開示する2段階アプローチの方が、企業の主体的な判断にもとづく価値関連性の高い開示につながるものと考えられる。
- 重要な経営課題等を特定した上で開示情報を選択するアプローチは、国際統合報告フレームワークやGRIスタンダードにおいても採用されており、既存のサステナビリティ報告や統合報告に関する実務蓄積との連続性が担保できる。

④ ビジネスモデルの表現の充実

- 今般のプロトタイプにおいて、サステナビリティ関連のリスクと機会がビジネスモデル、戦略、キャッシュフローに与える影響についてはフォーカスされている一方、企業独自のビジネスモデル自体を表現することの重要性が十分には指摘されていない。企業がどのようなビジネスモデルを目指すかは、一般目的財務報告の主要な利用者にとって極めて重要な情報である。
- この観点から、4つの柱の「戦略」を「戦略とビジネスモデル」とした上で、企業価値向上とサステナビリティ向上の実現に向けた取組みの開示を求めていくことを提案する。
- その際、企業の価値創造又はキャッシュフロー創出能力に影響を与える範囲、あるいは投資判断に影響を与える範囲において、企業活動による「社会と環境への影響」に関する戦略の報告を求めることも一案である。このことは、企業による社会・環境に対する正の外部性を持つイノベーションやビジネスモデルのアップデートを促す可能性がある。

⑤ ベスト・プラクティスに基づく基準の開発と更新

- 気候関連財務報告については、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言等に基づくベスト・プラクティスの蓄積が各国で進んできた一方、人的資本や生物多様性といった国際的な議論が比較的新しく開始したサステナビリティ関連財務報告についてはトラック・レコードが積み上がりつつある最中にある。
- また、気候関連財務報告においても、例えばスコープ3 排出量については、気候関連リスクと機会に対する企業のエクスポージャーを反映する重要な指標である一方、排出量計測や算定方法の前提条件（算定対象やバウンダリー等）に関する検討や実務がこれから各業種や各企業において重ねられていく段階にある。また、内部炭素価格については、最新（2021年10月発行）のTCFDガイダンスにおいて、重要性に応じて開示が求められる指標として位置付けられたところである。
- こうした現状を踏まえ、今後の基準開発においては、既存のベスト・プラクティスに基づいた開発を行うとともに、そのレビューに基づいた柔軟なアップデートを可能とするべきである。
- また、他の基準における指標や算定方法を引用している部分について、引用している基準の設定主体に対しても内容の精緻化や作成者・利用者にとっての利便性を向上させるよう働きかけて頂くことが望ましい。

3. 全般的要求事項のプロトタイプ、気候関連開示プロトタイプ本文、別紙.B 及び付属書（業種別指標）への提案

i) 全般的な要求事項のプロトタイプ

- 全般的な要求事項のプロトタイプについて下記4点提案する。

① 基準全体の構造

- 4つの柱に沿った開示項目が全般的要求事項と気候関連開示プロトタイプの双方で位置付けられている点について、サステナビリティ関連財務開示における記載の重複につながることを懸念する。この点について、本年2月9日に英国FRCが公表した「予備的見解」における4つの柱の重複に関する懸念と問題意識を共有している。
- また、気候変動以外の他の全ての分野の基準においても4つの柱の構造が基本的な構造として踏襲されるべきかについては、留保が必要であると認識している。全般的要求事項とテーマ別基準の関係性と双方における枠組みについて更なる整理が行われることが望ましい。

② 報告企業の境界

- パラグラフ19において、一般目的財務報告の報告企業の境界は財務諸表とサステナビリティ関連財務開示の間で同一でなければならないとしているが、報告企業の境界について、整理が必要である。

(例)

- ✓ 気候関連開示プロトタイプに含まれる業種別指標にはサプライチェーンに関連する指標が含まれているが、財務諸表の集計範囲にサプライチェーンは含まれておらず、「境界を同一」と整理するには追加の説明が必要と考えられる。

③ 報告媒体

- パラグラフ59において、サステナビリティ開示基準で要求される情報について、任意書類を含む外部参照を許容しつつ、参照先情報の報告責任主体や情報区分の必要性に言及されていることは、報告媒体の柔軟な運用と質の担保という観点から効果的なアプローチであり、賛同する。
- パラグラフ61において、外部参照を行う場合の要件についても一部定めがされているが、過度に外部参照に依存することによって、中核となる一般目的財務報告に重要なサステナビリティ情報が開示されない状況や、多数の報告媒体に情報が分散することによって、サステナビリティ報告の全体像が見えにくくなる状況が生じる恐れがある。
- こうした懸念につき、外部媒体に参照した場合の各報告媒体の位置付けや、各媒体に含まれるべき情報の概要についての説明を求める等の対応を望む。

④ 準拠表明

- パラグラフ 67 において、ISSB 基準で要求される情報について、現地の法規制によって開示が禁止されている場合には開示する必要はなく、開示しない要因の説明が求められている。
- また、本ペーパーの 2. ②「基準全体の構造と、基準において示す開示項目の詳細度の検討」や 2. ③「マテリアリティ判断に関するガイダンス文書の作成」において、開示要求項目の詳細度やマテリアリティ判断のガイダンスについて提案した。
- これらの要素と、パラグラフ 88 における、ISSB 基準のすべての目的適合性がある開示事項に準拠しない限り、準拠していると記載してはいけなく、とする規定について、整理が必要と考えられる。

ii) 気候関連開示プロトタイプ（本文）

- 最初に、本基準プロトタイプのタイトルにおいて、本気候基準によって開示すべき情報をより明確にすることを提案したい。パラグラフ1において、本基準の目的は、気候関連リスクと機会へのエクスポージャーに関する情報を開示することにより、一般目的財務報告の利用者による企業価値評価を支援することであると定められている。これは、全般的要求事項に定められたサステナビリティ関連財務開示の目的（一般目的財務報告の主要な利用者の投資判断等に有用な情報を提供する）とも合致している。一方、本基準のタイトルは「Climate-related Disclosures」とされており、開示すべきリスクや機会の範囲を誤解する可能性があるため、これは「気候関連財務情報開示基準（Climate-related Financial Information Disclosure Standard）」とすべきである。
- 続いて、気候関連開示プロトタイプ（本文）について下記2点提案する。

① 営業機密の取り扱いの明確化

- 企業は自身の競争上の地位等を害するおそれのある情報の開示を求められるべきではないことを確認したい。
(例)
 - ✓ パラグラフ 7. (b) は、バリューチェーン分析の結果を示すことを求めているが、各企業の技術を支えるサプライヤー情報や、特定の取引先のリスク情報を開示することは難しい可能性がある。
 - ✓ パラグラフ 8. (a) i. 及び ii. で求められている資金調達や研究開発の情報は、重要な営業機密を含む可能性があり、全てを開示することは困難な可能性がある。
 - ✓ パラグラフ 9. (b) では企業の将来の資本配分計画や資金源の開示を求めているが、競争上の悪影響の発生及び調達コストの悪化の可能性が考えられる。
- このような企業の競争力に関連する情報については、基準の要求事項であっても開示する必要がないことが明確にされるべきであり、目的又は範囲のセクションにおいて但し書きを追加することを提案する。

② 将来情報、予測情報の取り扱いの明確化

- 「5. 戦略」では、短・中・長期にわたって企業に影響を与えることが合理的に予想される気候関連のリスクと機会や、そのリスクと機会がビジネスモデル、戦略と意思決定、財務状態、業績、キャッシュフローに及ぼす影響を開示することが求められている。企業によって予想されるリスクや機会、影響といった情報は、一般目的財務報告の利用者が企業価値を評価する際に大変重要である一方で、これらの情報は将来予測情報であるため、開示を行う際には、その実現を約束するものではないという趣旨の注意表示を予め付記することを認めておくことを提案する。このことにより、企業の積極的な開示を促すことができると考える。

iii) 気候関連開示プロトタイプ（別紙 B 及び付属書（業種別指標））

- 気候関連開示プロトタイプ（別紙 B 及び付属書（業種別指標））について、下記 3 点提案する。
 - ① 地域ごとの基準や測定方法のうち、どのような内容であれば認められるかについて、より上位の記載箇所において明確化することを提案する。
 - ② 特殊なビジネスモデルを有する企業や、複数事業を展開する企業における業種別指標の選定の考え方について、ガイダンスを策定することを提案する。
 - ③ 業種別指標のベースとなっている SASB（サステナビリティ会計基準審議会）では、ビジネス環境の変化に対応するために、開示項目について定期的な意見募集を行い、適宜見直しを行っている。それと同様に指標の妥当性について、継続的な見直しを行うことを提案する。